

選挙運動用自動車燃料供給契約書

登別市長選挙候補者 (以下「甲という。」) と、
(以下「乙」という。) は、公職選挙法第141条に規定する選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和6年7月21日から令和6年7月27日まで
ただし、無投票となった場合は、立候補の届出があった日から投票を行わないこととなった事由が生じた日まで。

2 供給場所
所在地
名称

3 燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

4 金額

(1) 単価 1リットル当たり 円
(うち消費税及び地方消費税 円、軽油取引税 円)

(2) 予定供給総量 リットル

(3) 金額 円

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、登別市議会議員及び登別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき登別市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、登別市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し契約金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

令和6年 月 日

登別市長選挙候補者

甲 住所
氏名

印

乙 住所
名称
代表者

印